



熊本県公報

第 1 2 0 6 9 号

平成 23 年 12 月 9 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定..... (高齢者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (") 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (") 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定..... (") 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (高齢者支援課) 18
- 指定居宅介護支援事業者の指定..... (") 19
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (") 19
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (") 19
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (") 19
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (") 19
- 指定居宅サービス事業者の指定取消..... (") 19
- 指定居宅介護支援事業者の指定取消..... (") 20
- 道路の供用開始..... (道路保全課) 20
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (高齢者支援課) 20
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (") 20
- 道路の区域変更..... (道路保全課) 21
- 道路の区域変更..... (") 21
- 道路の区域変更..... (") 21
- 熊本県収入証紙売りさばき人の指定..... (会計課) 22
- 保安林の指定に関する予定..... (森林保全課) 22
- 保安林の指定に関する予定..... (") 22
- 公 告**
- 平成23年度林業種苗生産事業者講習会の開催..... (森林整備課) 22
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (建築課) 23
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (") 23
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (") 23
- 平成23年度ふぐ処理師試験の実施..... (健康危機管理課) 24
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (建築課) 25
- 土地改良区役員の退任及び就任..... (農村計画課) 25
- 登 載 依 頼**
- 熊本県環境審議会鳥獣部会の開催..... (熊本県環境審議会) 26
- 第139回熊本県都市計画審議会の開催..... (熊本県都市計画審議会) 26

告 示

熊本県告示第1218号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスくま 熊本市下碓川町2111番地3 フェリーチェ進栄1F	有限会社コスモメディカル	平成23年12月7日

熊本県告示第1219号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 御倉 八代市鏡町鏡366番地	株式会社ファイン	平成23年12月1日

熊本県告示第1220号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 御倉 八代市鏡町鏡366番地	株式会社ファイン	平成23年12月1日

熊本県告示第1221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所みどり 八代市鏡町内田722番地3	輪光株式会社	平成23年12月1日

熊本県告示第1222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 芦北町

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上村-1（482-1-009-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字伏木氏
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上村-2（482-1-009-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字伏木氏
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上村-3（482-1-009-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 葦北郡芦北町大字伏木氏
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中平-1 (482-1-028-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字計石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中平-2 (482-1-028-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字計石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中平-3 (482-1-028-3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字計石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中平-4 (482-1-028-4)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字計石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中平-5 (482-1-028-5)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字計石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
計石A-1(482-1-029-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字計石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
計石A-2(482-1-029-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字計石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
村本-1(482-1-030-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字鶴木山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
村本-2(482-1-030-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字鶴木山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
村本-3(482-1-030-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字鶴木山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (14) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
村本-4（482-1-030-4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字鶴木山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
名畑（482-1-031）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字乙千屋
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
要-1（482-1-032-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字乙千屋
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
要-2（482-1-032-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字乙千屋
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
要-3（482-1-032-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字乙千屋
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地

- (19) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 大丸-1 (482-1-033-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町大字宮浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
- (20) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 大丸-2 (482-1-033-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町大字宮浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
- (21) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 大丸-3 (482-1-033-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町大字宮浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
- (22) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 大迫B (482-1-034)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町大字宮浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
- (23) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 大迫C (482-1-035)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡芦北町大字宮浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
- (24) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 大迫D (482-1-036)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字宮浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日添-1(482-1-037-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字乙千屋
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日添-2(482-1-037-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字乙千屋
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日添-3(482-1-037-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字乙千屋
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
宇土(482-1-038)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字花岡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
古東泉寺-1(482-1-039-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字花岡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日添A-1(482-1-040-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字乙千屋
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日添A-2(482-1-040-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字乙千屋
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日添A-3(482-1-040-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字乙千屋
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日添A-4(482-1-040-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字乙千屋
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
千崎-1(482-1-046-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字白岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
千崎-2（482-1-046-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字白岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
エ 次の図のとおり
オ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東割下（482-1-047）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字計石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
エ 次の図のとおり
オ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
計石大丸（482-1-048）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字計石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
エ 次の図のとおり
オ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬籠A（482-1-049）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字計石
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
エ 次の図のとおり
オ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬籠B（482-1-050）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字白岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
エ 次の図のとおり
オ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
前田-1 (482-1-051-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字白岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
前田-2 (482-1-051-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字白岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
久木崎-1 (482-1-052-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字道川内
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
久木崎-2 (482-1-052-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字道川内
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
久木崎-3 (482-1-052-3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字道川内
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- 道川内A(482-1-053)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 葦北郡芦北町大字道川内
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 - 乙千屋A(482-1-054)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 葦北郡芦北町大字道川内
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 - 乙千屋B(482-1-055)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 葦北郡芦北町大字道川内
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 - 乙千屋C(482-1-056)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 葦北郡芦北町大字乙千屋
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 - 宇土迫-1(482-1-077-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 葦北郡芦北町大字花岡
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 - 宇土迫-2(482-1-077-2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 葦北郡芦北町大字花岡

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
宇土迫-3(482-1-077-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字花岡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
宇土迫-4(482-1-077-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字花岡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
川原-1(482-1-078-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字宮浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
川原-2(482-1-078-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字宮浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
横手-1(482-1-079-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字宮浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
横手-2（482-1-079-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字宮浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
横手-3（482-1-079-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字宮浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
八幡前田-1（482-1-080-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字八幡
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
八幡前田-2（482-1-080-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字八幡
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
八幡前田-3（482-1-080-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字八幡
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 出野平 (482-1-081)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 葦北郡芦北町大字八幡
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 平鶴 A-1 (482-1-082-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 葦北郡芦北町大字八幡
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 平鶴 A-2 (482-1-082-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 葦北郡芦北町大字八幡
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 平鶴 A-3 (482-1-082-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 葦北郡芦北町大字八幡
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 東割下 A (482-1-143)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 葦北郡芦北町大字計石
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
計石（482-2-030）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字計石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (67) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
計石B（482-2-031）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字計石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (68) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
計石C（482-2-032）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字計石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (69) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
計石D（482-2-033）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字計石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (70) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小浦A-1（482-2-034-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字鶴木山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (71) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小浦B（482-2-035）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 葦北郡芦北町大字鶴木山
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (72) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小浦C (482-2-036)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字鶴木山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (73) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
宮浦-1 (482-2-037-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字乙千屋
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (74) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
宮浦-2 (482-2-037-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字乙千屋
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (75) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
道川内B (482-2-038)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字道川内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (76) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
馬籠C-1 (482-2-039-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字計石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (77) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
馬籠C-2(482-2-039-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字計石
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (78) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
白岩大丸(482-2-040)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字白岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (79) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
乙千屋D(482-2-041)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字乙千屋
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (80) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
乙千屋E(482-2-042)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字乙千屋
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (81) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
大迫A(482-2-043)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字宮浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (82) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川原 A (4 8 2 - 2 - 0 4 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字宮浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (83) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
平鶴 B (4 8 2 - 2 - 0 7 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字八幡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (84) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鶴木山村本 (4 8 2 - 3 - 0 0 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字鶴木山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (85) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大迫 E (4 8 2 - 3 - 0 0 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡芦北町大字宮浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 2 2 3 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サー
ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス紅い華 熊本北セン	株式会社紅い華ヘルパー	平成 2 3 年 1 2 月 1 日

ター 合志市須屋711番地1	ステーション	
-------------------	--------	--

熊本県告示第1224号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所はっぴーらいふ 人吉市下林町292番地の1	有限会社九州ライフサポート	平成23年12月1日

熊本県告示第1225号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション万福 人吉市瓦屋町字杉前1665番地	医療法人恵泉会	平成23年12月1日

熊本県告示第1226号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション万福 人吉市瓦屋町字杉前1665番地	医療法人恵泉会	平成23年12月1日

熊本県告示第1227号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ファインテラスせいじの 熊本市島崎二丁目11番13号	医療法人金澤会	平成23年12月1日

熊本県告示第1228号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ファインテラスせいじの 熊本市島崎二丁目11番13号	医療法人金澤会	平成23年12月1日

熊本県告示第1229号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により指定居宅サービス

事業者の指定を取り消したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	取消年月日
ヘルパーステーションライトケア 天草市有明町大島子2627-1	有限会社ライトケア・コ ーポレーション	平成23年12月20 日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	取消年月日
デイサービスセンターアコウの樹 天草市有明町大島子2706番地	有限会社ライトケア・コ ーポレーション	平成23年12月20 日

熊本県告示第1230号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を取り消したので、同法第85条の規定により公示する。

平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(居宅介護支援)

事業所の名称及び所在地	事業者名	取消年月日
ライトケア 天草市有明町大島子2706番地	有限会社ライトケア・コ ーポレーション	平成23年12月20 日

熊本県告示第1231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年12月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	445号	下益城郡美里町早楠字山口 271番2地先から 同町早楠字本村 880番2地先まで	20.0	活力基 盤改築 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年12月12日

熊本県告示第1232号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
おふくろの家訪問介護ステーション 熊本市島崎一丁目19-27-1	株式会社おふくろの家	平成23年12月1日

熊本県告示第1233号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
おふくろの家訪問介護ステーション 熊本市島崎一丁目19-27-1	株式会社おふくろの家	平成23年12月1日

熊本県告示第1234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年12月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡芦北町大字女島字岩嶽 1703番地先から 同所 2865番地先まで	前	12.8 ～ 28.5	122.0	単防災 (法面 保護)
			後	20.1 ～ 43.8	122.0	

2 区域を変更する期日 平成23年12月9日

熊本県告示第1235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年12月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	黒木鹿北線	山鹿市鹿北町岩野字柚の木谷 2289番5地先から 同所 2289番4地先まで	前	9.4 ～ 15.2	25.0	単防災 (法面 保護)
			後	9.4 ～ 16.8	25.0	

2 区域を変更する期日 平成23年12月9日

熊本県告示第1236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年12月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町柏字才原 1028番5地先から 同所 1028番5地先まで	前	10.6 ～ 14.8	21.0	単道改 (交差 点改良)
					12.1	

			後	～	21.0	
				32.1		

2 区域を変更する期日 平成23年12月9日

熊本県告示第1237号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定により売りさばき人を次のように指定したので、同条第3項の規定により告示する。
平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

住 所	名称及び代表者氏名	指定年月日
天草市港町10-19	天草漁業協同組合 代表理事組合長 松本 忠明	平成23年12月2日

熊本県告示第1238号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字女島字嶽2768番から2772番まで、字黒岩2789番、2790番、2791番1、2791番2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字嶽2768番から2771番まで、2772番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1239号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字福浜字母子2949番、2955番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字母子2949番・2955番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第637号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により平成23年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
種苗生産事業者に対して、種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させること。
- 2 開催の日時等
 - (1) 開催の日時
平成24年1月20日(金) 午前10時
 - (2) 開催の場所及びその所在地
熊本県林業研究指導所
熊本市黒髪八丁目222-2
 - (3) 受付時間
午前9時30分から午前9時50分まで
- 3 講習科目及び講習時間
 - (1) 種苗に関する法令 2時間
 - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
 - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講申込方法
所定の受講申込書に、林業種苗生産事業者講習手数料の額(14,000円)に相当する熊本県収入証紙及び写真を貼り付け、平成24年1月13日までに熊本県農林水産部森林局森林整備課又は各地域振興局林務課に提出すること。
なお、既に納入した講習手数料は、返還しない。
- 5 その他
 - (1) 前記講習科目の全課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
 - (2) 修了証明書を交付された者は、生産事業者の登録を受けることができる。
 - (3) 天災その他の理由により、開催日時、開催場所等を変更することがある。
 - (4) 不明な点は、熊本県農林水産部森林局森林整備課又は各地域振興局林務課に問い合わせること。

熊本県公告第638号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字惣領字陳ノ内1009番1、同1008番1の一部
1,668.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市山ノ神一丁目5番11号
株式会社 アサヒエステート

熊本県公告第639号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字古閑原3528番2の一部
328.63平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡菊陽町大字原水3528番地
高木 公男

熊本県公告第640号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市増永字実盛2893番2及び同2893番5
1,243.92平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
荒尾市本井手728番地2
株式会社 浜田建設

熊本県公告第641号

熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条第3項の規定により平成23年度のふぐ処理師試験を次のように実施するので、同条第4項の規定により公告する。
平成23年12月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験日時
平成24年2月5日（日）午前9時から
- 2 試験会場
熊本市春竹町481
専修学校常盤学院
- 3 試験科目
 - (1) 筆記試験
ア 公衆衛生学
イ 食品衛生学（ふぐの性状を含む。）
ウ 栄養学
エ 衛生関係法規
オ 調理理論
 - (2) 実地試験
ア 処理技術
イ 内臓鑑別
ウ 魚種鑑定
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類
ア 受験願書
イ 履歴書
ウ 写真2葉（申請前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、1葉を写真票に貼付すること。）
 - (2) 受験手数料
13,400円
 - (3) 受験の申込み方法
試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、関係書類に手数料13,400円分の証紙を添えて、最寄りの県保健所又は熊本市保健所に提出すること。ただし、受験者で県外に住所を有するものは、熊本県庁（郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県健康福祉部健康危機管理課）へ提出すること（郵送する場合は、現金書留によること。）
 - (4) 受験の申込み期間
受験の申込み期間は、平成24年1月4日（水）から平成24年1月16日（月）までの日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする（ただし、熊本市保健所においては、午後5時までとする。）
郵送の場合は、平成24年1月16日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 5 合格基準
 - (1) 筆記試験
5科目の合計得点が満点の6割以上であること。ただし、1科目でも満点の4割未満のものがある場合は、不合格とする。
 - (2) 実地試験
総得点が満点の8割以上であること。ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合及び生殖器（精巣・卵巣）の鑑別を誤った場合は、満点の8割以上であっても不合格とする。
- 6 合格発表
 - (1) 合格者の発表は、平成24年2月21日（火）午前10時に、県庁本館ロビー、県内各保健所、熊本市保健所及び県庁ホームページにて行う。
 - (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 問合せ
 - (1) 受験願書の請求及び試験についての照会は、県内各保健所、熊本市保健所及び熊本県健康福祉部健康危機管理課（電話096-333-2248（ダイヤルイン）又は096-383-1111 内線7190）に行うこと。
なお、郵便による受験願書の請求は、80円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒を同封すること。
 - (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する場合には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により、合格発表の日から1か月間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から（合格発表の日にあつては、午前10時から）午後5時15分までの間に熊本県健康福祉部健康危機管理課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。
- 8 その他
受験者は、受験票及び上履きを持参し、筆記試験においては筆記用具、実施試験については料理包丁、布巾、帽子、清潔な作業着（白衣等調理の際に着用する衣服）及び専

用の清潔な履き物を持参すること。

熊本県公告第642号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
天草市本渡町本戸馬場字下山仁田2469番、同2470番、同2472番2、同2472番5、同2473番、同2474番、同2475番、同2476番1、同2476番2、同2477番、同2478番、同2479番、同2480番、同2481番、同2482番、同2483番、同2484番1、同2484番2、同2484番3、同2485番、同2486番、同2487番1、同2487番2、同2488番、同2489番、同2490番、同2493番1の一部、同2539番の一部、2541番1の一部、同2543番1、同2543番2、同2546番2の一部、同2568番1、同2568番2、同2569番、同2570番、同2571番1、同2571番4、同2573番1、同2573番2、同2575番、同2576番、同2580番1、2580番2、同2581番1、同2581番2、同又2480番、同字観音2583番1、同2583番2の一部及び2583番3の一部並びに里道の一部及び水路の一部
56, 007.96平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
天草市小松原町13番2号
横山不動産有限会社

熊本県公告第643号

天草市に事務所を置く五和町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成23年12月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	伊藤 山陽	天草市五和町二江1479番地
理事	井上 健三郎	天草市五和町御領4538番地
理事	岡田 忠昭	天草市五和町御領8092番地
理事	原田 来持	天草市五和町御領9629番地
理事	梅本 典生	天草市五和町手野一丁目2154番地
理事	山中 久一	天草市五和町手野二丁目794番地
理事	猪口志 政男	天草市五和町城河原三丁目1299番地
理事	本多 惣八	天草市五和町城河原二丁目904番地2
理事	岩崎 正志	天草市五和町城河原一丁目922番地2
理事	松下 真寿男	天草市五和町城河原一丁目3978番地
監事	平本 末喜	天草市五和町手野一丁目140番地
監事	本多 幸人	天草市五和町城河原二丁目684番地
就任		
理事	伊藤 山陽	天草市五和町二江1479番地
理事	井上 健三郎	天草市五和町御領4538番地
理事	金子 久幸	天草市五和町御領8311番地
理事	原田 来持	天草市五和町御領9629番地
理事	梅本 典生	天草市五和町手野一丁目2154番地
理事	高橋 亮司	天草市五和町手野二丁目465番地2
理事	荒木 清人	天草市五和町城河原三丁目459番地4
理事	本多 惣八	天草市五和町城河原二丁目904番地2
理事	岩崎 正志	天草市五和町城河原一丁目922番地2
理事	松下 真寿男	天草市五和町城河原一丁目3978番地
監事	平本 末喜	天草市五和町手野一丁目140番地
監事	本多 幸人	天草市五和町城河原二丁目684番地

登載依頼

熊本県環境審議会鳥獣部会公告第1号

平成23年度熊本県環境審議会鳥獣部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりとする。

平成23年12月9日

熊本県環境審議会鳥獣部会

部会長 阿 部 正 喜

- 1 開催日時
平成23年12月21日（水）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館13階 展望会議室
- 3 議題
(1) 第4期特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の策定について
(2) 第2期特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）の策定について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局自然保護課
(電話096-333-2275)

熊本県都市計画審議会公告第2号

第139回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成23年12月9日

熊本県都市計画審議会

会長 両 角 光 男

- 1 日時
平成23年12月19日（月）午前10時から
- 2 場所
熊本市水前寺公園28番51号
ホテル熊本テルサ3階たい樹
- 3 議題
【審議】
(1) 菊池都市計画区域及び泗水都市計画区域の変更の件（菊池市）
(2) 菊池都市計画及び泗水都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更の件（菊池市）
(3) 菊池都市計画道路の変更の件（大琳寺木庭橋線他4路線：菊池市）
(4) 菊池都市計画公園の変更の件（菊池公園：菊池市）
(5) 熊本都市計画道路の変更の件（新南部四方寄線：熊本市、合志市）
【報告】
熊本市の政令市移行に伴う都市計画区域の再編及び区域区分変更等について
- 4 傍聴者の定員
20名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の1時間前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。
(2) (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。
(3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
(4) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
(2) はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。

- (3) 会場内での飲食はできません。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等はありません。
- (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
- (6) その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。

7 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部道路都市局都市計画課）

電話番号：096-333-2520